

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年十月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一七―一七九

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一〽三（略） 四 内閣府	別表第一（第一条関係） 一〽三（略） 四 内閣府

五〽四十五 (略)	組 織		官 職	区 分
	(略)	国際平和協力 本部事務局	(略)	
	(略)	事務局長 参事官 調査官（人事院 の定めるもの に限る。）	(略)	
(略)		二種	一種	(略)

五〽四十五 (略)	組 織		官 職	区 分
	(略)	国際平和協力 本部事務局	(略)	
	(略)	事務局長 参事官 調査官（人事院 の定めるもの に限る。）	(略)	
(略)	日本学術会議 事務局	二種	一種	(略)
(略)	次長 課長			(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。